

佐世保市監査委員公表第16号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年6月19日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔

佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦

佐世保市監査委員 井 上 友 子



農業委員会事務局 分

消防局 分

防災危機管理局 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 消防局

総務課、警防課、指令課、予防課、消防訓練所、中央消防署、東消防署、西消防署

3 監査の期間 令和 6 年 4 月 11 日（木）～令和 6 年 6 月 5 日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和 5 年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁をうけていないものがあった。

（総務課）

調定の専決区分誤りについては、前回も指摘した事項である。組織的なチェック機能を強化し、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。